

第1回 自動車関係税制に関する研究会（議事要旨）

【開催日時等】

- 開催日時：平成22年3月30日（火）17：00～18：30
- 場 所：総務省7階 省議室
- 出席者：神野座長、小西座長代理、井手委員、大塚委員、勝原委員、佐藤委員、塩入委員、勢一委員、田中委員、辻委員、目黒委員、渡井委員
渡辺総務副大臣、小川総務政務官、岡本事務次官、岡崎自治税務局長、滝本審議官
事務局：山崎都道府県税課長

【事務局説明】

- 事務局より、配付資料に基づき説明。

【意見交換（概要）】

- 自動車関係税制における環境への負荷に応じた課税のあり方は、環境に与える影響について税を通じて考えるという政策税制として重要と認識。他方で、税の本質論から税収確保の観点も必要。
- 公正性や公平性の基準に環境に良いか悪いかという概念が入ってきていることを踏まえ、環境政策としての自動車関係税制のあり方を検討するというよりも、自動車関係税の中に、「環境」という概念を税を判断する基準として入れていくことを検討していきたい。
- 環境関連税制の用途については、温暖化対策のための技術革新に資するようになるという観点が必要。
- 地方財政には広い意味での社会保障関係について無限の財政需要があり、用途については納税者の理解を得られるように、環境関連税制の導入に当たっては説明責任を果たしていかなければならない。
- 自動車関係税制について検討を行うに当たっては、「自動車」というものの位置づけを考え直すことが大事。自動車が生活の足として必需品である地方と、公共交通機関が発達し、自動車が嗜好品的・娯楽品的・贅沢品的性格も持つ都市部では、同じ議論を当てはめることは難しい。
- 地域によっては地域振興を考えるうえで、自動車の利用が欠かせないという事実も認識しておくことが必要。
- 地球温暖化対策の観点からは自動車よりも環境負荷の少ない公共交通に誘

導していくことが望ましいという論理展開になるが、実際はそう単純な話ではなく、代替手段となる公共交通が発達していないままでは問題。そのため、公共交通の充実も図る一方で、温暖化ガス削減の経済的インセンティブを効かせるような仕組みを検討することが必要。

- 環境損傷負担金的性格というのはバズ課税、財産税的性格というのはグズ課税であり、課税のあり方の検討に当たっては、税の性格を整理することが必要。
- 自動車税と軽自動車税の税負担にはかなり開きがあり、これまで両者の負担水準を近づけるべきだという議論があったが、税の性格に環境損傷負担金的な考え方を取り入れた場合には、整合性がとれるのではないか。
- 現行の自動車関係税制には、道路損傷負担金的性格から奢侈品に係る財産税的性格まで、様々な課税根拠が混在している。そのため、現在の考え方にとらわれず、新しく課税根拠の点から構築し直すという観点から議論ができればいいのではないか。
- 環境にとって良い方向に向かう制度がどのようなものなのか、今の仕組みにとらわれない議論をして、納税者が納得できる合理的な姿を検討していくことが大事。
- 従前の税制から新たな税制への移行の際に、従前の制度との連続性、公平性をどうするのかを、実務的な観点や副作用がないかといった視点から検討する必要がある。
- 環境関連税制を導入するに当たっては、福祉、特に年金との関係を考慮していくべきであり、海外の税制についても検討していく必要がある。

【次回研究会の開催日程】

- 平成 22 年 4 月 15 日（木） 15 : 00～

（以上）